

# 総務文教常任委員会記録

令和6年9月10日

【開催日】 令和6年9月10日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時39分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

協創部長	篠原 正裕		
文化スポーツ推進課長	原田 貴順	文化スポーツ推進課長補佐兼スポーツ振興係長	三浦 裕

【参考人】

参考人	芳司 修重	参考人	森 一哉
参考人	野田 賢史	参考人	御手洗 伸司

【事務局出席者】

局長	石田 隆	議事係長	岡田 靖仁
----	------	------	-------

【審査内容】

- 1 所管事務調査 山口東京理科大学について
- 2 所管事務調査 スポーツ施設における輻射式冷暖房の導入について
- 3 閉会中の継続調査事項について
- 4 その他

---

午前9時 開会

---

伊場勇委員長 おはようございます。ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査内容1番、所管事務調査、山口東京理科大学について行います。所管事務調査に係る参考人として、山口東京理科大

学の企画室部長の芳司修重氏、管財部長の森一哉氏、財務課長の野田賢治氏、財務課課長補佐の御手洗伸司氏の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は素直な御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。山口東京理科大学について、参考人に質疑を行います。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言いただくようお願いいたします。また、発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。なお、参考人は委員に対して質疑することができないこととなっておりますので、併せて御了承願います。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報については発言を控えていただきますようお願いいたします。質疑の前に本日の所管事務調査を行う理由を申し上げます。昨年10月10日に、議会から公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の理事長様宛に「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に関する要望書」と題し、大学における市内業者への発注等々の契約についての要望書を送ったところです。昨年、理科大から資料を提出していただき、審査し、要望書を出した経緯がございます。今年度は昨年の様子等々がどうだったのかというところもしっかり議会として注視していく必要があるということで、本日、委員会を開き、参考人から答弁いただきたいというところです。よろしく申し上げます。資料を提出していただきましたし、また、要望書を受けての取組状況等々もお聞きしたいので、初めに御説明いただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

芳司修重参考人 昨年度10月10日付で本学の理事長宛てに市議会議長から要望書を頂きました。これを受けまして、本学の対応等を検討いたしました。12月に開催しております総合戦略会議、これは学内の役員や教授等が出席する会議となりますが、そちらで報告いたしました。その結果、学内の会議等での全学への周知、新年度の予算執行要項等に「市内

業者への優先発注」などの表現の追記、毎年度初めに行う公的研究費の取扱いに関する説明会や新規着任教員向けの説明会での周知を行うことになっております。

野田賢史参考人 それでは続きまして、提出させていただきました資料についての説明をさせていただきます。令和4年度と令和5年度の本法人におけます随意契約の実績一覧ということで御提出しております。こちらにつきましても、50万円以上の案件につきまして記載しているものです。資料の見方ですけれども、左から2番目の列が契約件名ということで、契約の内容を記載しております。その右側は契約金額を記載しております、契約金額の多い順に並べております。その右側が契約相手先の所在地で、契約した相手方が市内業者であるか市外業者であるか否かを記載しております。その右側、見積り徴収先の件数ということで、市内業者から何件、市外業者から何件の見積りを徴収したということで記載しております。一番右側は、本法人の契約事務取扱規程です。第20条第1項のうちどの号を適用しているかということです。基本的には本法人では2者以上から見積りを徴収することという規定がございますけれども、1者のみでよい場合がこちらの契約事務取扱規程第20条第1項に定めがございます。1者のみ見積りを徴収している場合につきましては、そのうち第何号に当たって1者のみとしたのかということに記載しているものです。資料についての説明は以上です。

伊場勇委員長 黒塗りになっているところの理由は答えられますか。

野田賢史参考人 黒塗りの箇所については、入試関連に関する業務の契約となっておりまして、取引内容を公表することで入試業務の実行に差し障りがある箇所となっております。

伊場勇委員長 去年の資料もそういったところは黒塗りになっていたと思いますが、変わらずということですね。分かりました。昨年、こちらから

要望した内容が五つありました。読み上げます。「1、関係法令を遵守し、契約の競争性、公平性及び透明性を確保しつつ、公立大学の役割の一つである地域貢献を進めるため、市内業者の受注機会を確保し、市内業者の育成及び地域経済の活性化を図るべく、大学が行う発注や契約については、市内業者を優先する方針を定めること。2、適正な競争原理を確保し、優先して市内業者に発注するためには、市内業者を把握する必要があることから、市、商工会議所等と密接に連携し、市内業者の把握に努めること。3、大学が行う契約において、その発注契約状況を集計し、市内業者が優先されているかどうかを定期的に確認し、実施状況を把握すること。4、大学が行う契約において、市内業者以外の業者に発注する場合には、明確な理由を示すようにすること。5、大学の全ての教員及び事務職員に対し、優先して市内業者に発注することや、契約する目的とその必要性について、研修等の機会を通じて、効率的効果的に周知徹底に努めること。」以上のことを要望しているところでございます。その後の取組や出していただいている資料についての質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 令和5年10月10日付で、5項目について議長名で要望書が出されております。端的にこれをされているかどうかという観点から質問させていただきます。1点目、発注や契約については市内業者を優先する方針を定めるということですが、実際にこのような方針を定めるよう検討はされたのでしょうか。

野田賢史参考人 予算執行に当たりまして、本法人では予算執行要項というものを策定しております。そちらに「市内業者を優先的に利用する。」と記載しているところです。

大井淳一郎委員 それによって変化はありましたか。実績を見させていただきますと、所在地ベースで見ると、令和4年度は市内31件、市外205件で、令和5年度は市内38件、市外184件ということで、市内が7

件ほど増えているんです。個別に全部行くわけにはいかないのですが、今言われたことが増加要因になったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

芳司修重参考人 昨年10月に要望していただきました内容を受けて、学内でもその周知徹底に努めているところです。今、野田から申しましたけれど、今年度が始まるに当たりまして公的研究費とか事務系予算の執行要綱とかにもその旨を記載し、できるだけの徹底を図っております。ただ、大学というのは教育機関であると同時に研究機関でもありますので、どうしても市内の事業者で取扱いがないとか、求める納期や品質保証といったところからなかなか市内業者では難しい案件もあります。全体的に件数が幾らということももちろん考えていかないといけない部分ではあるんですけれど、案件ごとにそういったことができるのかどうかを一つ一つ見ながら市内業者の優先を心がけているということで御理解いただきたいと思います。

大井淳一郎委員 今、言われたことは、私も理解しているつもりです。全て市内業者というのは当然難しいと思っております。令和5年にこの要望書が出されたことを受けて、変化があるのは令和5年度かなと思って数字を比較しました。令和6年度のことについても同じように数字などが分かる範囲で教えていただければと思います。

野田賢史参考人 申し訳ございません。現在のところ、令和6年度については詳細な数字は持ち合わせていません。

大井淳一郎委員 数字は結構です。感覚というと怒られるかもしれませんが、明記したことによって令和6年度は市内業者が増えたなどはありますか。

野田賢史参考人 先ほど芳司が、大学として質の保証というところがあると申し上げました。もともとなるべく市内業者を優先するよう努力はしてい

たと考えております。さらに要望書も頂きましたので、より市内業者を優先して使わせていただこうと努力はしているところですが、もともと市外業者を使っていたところについては、市外業者を使わざるを得ない理由があったために市外業者を使っているという部分がございます。そういった面からすると、数字上は変わってきていないところも、令和4年度から令和5年度にかけてはあるかと思うんです。ただ、市内業者に優先して発注するように声かけはしているところです。

大井淳一郎委員 市外と書いてありますが、市外といってもいろいろあります。宇部市もつくば市も市外です。だから、この市外の中身が分からないので、その辺の詳細は分かりますか。何が言いたいかという、とても専門的でこの辺りではどうしようもないものは県外になってしまうと思うし、市外というのが宇部市などだったら、市内でもできるでしょうということにもなると思うんです。その辺の内訳を分かる範囲でお答えください。

野田賢史参考人 具体的な数字は申し上げられませんが、例えば、令和5年度のB契約の表の上位を見ますと、おおむね近隣、宇部市とか山口市とかがまず多いと。また、例えば薬学部の実務実習などどうしようもないところです。あと、電子ジャーナルという海外の雑誌などですね。こういった市内では取扱いがないものが、おおむね上位を占めていると認識しております。

大井淳一郎委員 この184件の中で県外はどれぐらいありますか。

野田賢史参考人 県外、県内では整理しておりませんので、詳細を申し上げることができません。

大井淳一郎委員 正確な数字を言えという意味ではなくて、市外の内訳です。ほとんど近隣市という理解でいいですか。県外とも書いてあるけど、そ

んなにないという感じでよろしいですか。

野田賢史参考人 一般的な発注案件におきましては、この近隣と御理解いただ  
いてよろしいかと思えます。

伊場勇委員長 実施状況の把握については、1年たってからするんですか。今、  
もう5か月がたっています。例えば、3か月ごとに把握するなどにはされ  
ないということですか。把握は年に1回ですか。

野田賢史参考人 現状では年に1回集計しております。

伊場勇委員長 各部署にももちろん周知徹底しているということで、その年度が  
終わったら集計しているということですね。

芳司修重参考人 伝票の数だけで申しますと、年間で1万件から2万件の伝票  
が回ってきます。財務課で全てが適正に執行されているかどうかをチェ  
ックはしておりますが、なかなかそこまでの把握には至っていないとい  
うことは申し上げておきたいと思えます。ただ、その発注に当たりまし  
て、特に事務系予算で申しますと、各部署の上長がおりますので、そち  
らである程度見ながら、これは市内ではどうなのかといったことなどを  
きちんと指導しながら取り扱っているということも御理解いただきた  
いと思っております。何よりも、最終的に契約が市内なのか市外なのかと  
いうのは、金銭的な部分もかなり大きな要素になろうかと思っているん  
です。以前から御指摘いただいていた、取り扱えるのに見積りも出させ  
てもらえないという市内業者の声は、私どもの耳に入っておりました。  
先ほど言いましたように取扱いがないとか質保証とかの観点から難しい  
という場合は除外させていただくんですが、ここでもできるんじゃない  
かという市内業者がいらっしゃるのであれば、そこから見積りを取るよ  
うにということで指導しているということです。

白井健一郎委員 随意契約の実績一覧を見ているんですけども、一番右の欄は契約事務取扱規程第20条第1項、つまり、随意契約による場合での1者の見積りをもって変えることができる場合です。分からないのが第1号についてです。契約の内容により秘密にする必要があると、契約内容を秘匿する必要があるという規定ですが、129番に「試験監督人件費（2024年度一般選抜中期日程工学部薬学部）」とありますが、これが第1号になっているんです。この内容を説明してください。これはなぜ、何を秘密にする必要があるのか。

伊場勇委員長 意味が分かりますか。129番目の試験監督人件費に係る契約相手方を市外業者にしなければいけない理由はあるんですか。

野田賢史参考人 本学が入試を実施するときに、県外の何か所かで地方会場を設けております。そこでは外部に委託して監督を行っていただいております。そういった専門の業者がごさいますので、そちらにお願いしているものです。

白井健一郎委員 162番は全部消していますね。これはより秘匿性が高いと見てよろしいのでしょうか。

野田賢史参考人 おっしゃるとおりでございます。こちらにつきましては、項目名を表示すること自体で入試業務に支障が出るものですので、項目名も黒塗りとしているものです。

白井健一郎委員 次に契約事務取扱規程の第20条第1項第2号です。契約目的が代替性のないものであるときは、あるものが欲しいというときにそのものを作っているところじゃないと頼めないという意味だと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

野田賢史参考人 おっしゃるとおりです。

白井健一郎委員 問題は第1号、第2号のほかにもあるかもしれませんが、主に第1号、第2号なんです。契約取扱規程第1条第1項に当たらない場合、横棒が書いてあるところですが、ここが複数の見積書が必要という場合に当たるわけですが、これで疑問なのは、見積り先が市内と市外の両方にわたる場合にどちらを選定するのかということです。これは金額で決まるのでしょうか。

野田賢史参考人 金額のみでは判定しづらいような理由がある場合は、金額が高いほうを選定する場合もございます。ただし、基本的には金額が低いほうを選定することになっております。

白井健一郎委員 私の理解では、市内業者と市外業者がそれぞれ見積りを出した場合に市内を優先するための優遇策が何か取れないかということを探っている気がするんですけども、その点はどうお考えでしょうか。

伊場勇委員長 方針を掲げていらっしゃいます。金額が安いところに頼みますが、その差がほぼないぐらいのときにはその限りではないということなんですか。それも含めての質問だと思うんです。差が100円だったら市内優先なのかということです。その判断基準は、どうされているんですか。

芳司修重参考人 委員長、市内業者と市外業者の条件がほぼ同様である場合、例えば、100円、1,000円の差であったときには市内のほうにすると。例えば、市内の業者のほうに1,000円高くても市内業者を選ぶということについて、行政側もそういう取扱いをされているということでしょうか。

伊場勇委員長 質問することができないと初めに申し上げましたが、そこについてはこちらも精査してお答えしたいと思います。まず、私と白井委員

の質問に対してはどうか。随意契約のことなんですけど。

芳司修重参考人 委員長に質問してしまい、大変申し訳ありませんでした。私が申し上げたかったのは、私も以前に市役所で勤務していた経験があり、そこまでの優遇策はなかなか取れないという認識でおりましたので、当然大学としてもそこまでの優遇策はなかなか難しいのではないかということを確認させていただいたということです。

伊場勇委員長 現場の判断というのはいろいろあるかと思います。また後で話しましょう。

笹木慶之委員 先ほど入札等々の説明がありました。まずお聞きしたいのは、指名入札の場合に審査会がどうなっているのかの確認です。もう1点、参加できる資格を確認しながら審査会が進むと思うんですけど、それについてはどのようになっていますか。

伊場勇委員長 入札の資格者のことです。回答をお願いします。

森一哉参考人 私は、施設管理課で入札を担当しております。入札件数は少ないんですが、ほぼ一般競争入札になります。公告後、手を挙げた会社に入札に参加していただくということで、指名競争入札はほぼ行っておりません。一般競争入札では資格の審査はないんですが、まずは市に登録がある業者であることです。一般競争入札の場合には幅広くなりますので、それ以外でも同等の資格が取れるだろうというところはまた認めるという形で一般競争入札を進めている状況です。

笹木慶之委員 私がなぜこう尋ねたかといいますと、やはり基本的な基準は市にあって、一つの参考事例としながらその状況を加味した中で動いているということが先ほど説明にありましたが、それはいいんです。一番問題なのは、やはり客観的な事実のことなんですよ。制度を決めたときに

本当にその実態が動いているのかどうか。そういうことはあつてはいけません、いわゆる営業活動の中でいろいろな接点があつて説明があつたときに、どうしてもそこに何がしかの動きが出てくる可能性があるんですよ。やっぱり物事を紹介しようとするときには、当然誰かが説明していかなくちゃならないとなりますが、そういう接点の中から何がしかの疑問が出てくるような取扱いがあつてはいけない。やはり公平公正な立場で取扱わなくてはならないということで、先ほども申し上げたとおり、指名審査の基準をきちんと示すべきじゃないかと申し上げたわけです。ですが、物によればなかなかそうはならないものもあるかもしれません。あえてもう一度聞くんですけど、その辺の審査についてはしっかりできていると理解していいんですか。もちろんその中には市内業者の取扱いの問題もあると思いますけど、それらを含めた中での方向性といえますか、本来求めている趣旨が徹底されているかどうかを確認したいわけです。

森一哉参考人 市に登録がある業者は市で審査していただいておりますので、十分にその施工能力がある業者ということで、そこについて改めてこちらで審査から外すようなことはございません。あとは、それ以外の方で手が挙げた場合については、過去に同等の受注経験があるなどで判断しておりまして、それ以上の特にこちらから逆指名するという形はございませんので、そこにつきましては、手が挙げた業者の資格を判断しているという状況です。

森山喜久副委員長 大学の契約事務取扱規定がありますね。それについてもう一度説明していただいてよろしいですか。

伊場勇委員長 本日、皆さんの資料としてお手元にあると思います。資料3-2です。

森一哉参考人 これは特に入札について触れています。第2章に一般競争入札

という項目がありますが、現在私が経験しているのは、ほぼ一般競争入札に当たります。山陽小野田市内における入札参加資格を有する者であることが第1の条件になっております。第2項にそれ以外の者で参加しようとするものが手を挙げた場合については、妥当性があるかないかを審査することとなっております。一般競争入札である以上、幅広く業者が参加できる形を取っているということです。その後指名競争入札です。指名競争入札になりますと、今度こちらで指名するわけなんですが、私が来てから1回やっております。これは経験上この水道工事だったら市内の土木業者でできるという判断の下、市の指名業者の中からランクを見て入札を行いました。

森山喜久副委員長 第2項に基づいて手を挙げられたときは、山陽小野田市が定める審査に関する取扱いに準じて審査して資格を与えるということですが、審査は管財課内でされるのですか。それとも、大学全体で有識者を集めてされるのですか。その辺を教えてください。

森一哉参考人 審査自体は書類を管財課が見まして、その後決裁を回して学内の了承を得た上で資格を与えるという形になります。

松尾数則委員 私も過去にいろいろな経験があるんです。例えば、物を買うときに日本で1台しかないということがあって、そして、サードパーティーというか、次点のものはもう耐久性も含めて全然レベルが違うということがありました。そういうことはよくあるのではないかという気がするんですが、そういう場合はここでうたわれているようにプロポーザルを開いて決めるわけですね。

森一哉参考人 専門機器の入札の仕様書は、その代表の先生に必要な条件を書いていただいて、一般競争という形で公告しております。その製品の仕様はかなり細かくなっておりますので、それを見て手を挙げる会社が少ないという状況はございます。

松尾数則委員 プロポーザルを開かれる場合、委員会のメンバーは決まっているんですか。

森一哉参考人 プロポーザルの審査のメンバーは、基本的に大学の先生を含めて学内で行うわけですが、特に決まっておられません。

森山喜久副委員長 このたび資料3-3で入札説明書、入札公告を頂いているんですが、その中の2、入札参加資格の(2)に「令和6年度、7年度において山陽小野田入札参加資格者として」と書いてあるんですけど、最後に「又はこれに準じる者であると本学が認める者」とあります。先ほど言われたように、実績があるところを管財課が確認していらっしゃるということなんですか。

森一哉参考人 そのとおりでございます。「本学が認める者」というのは、第2項に当たる部分を審査するために記載してございます。

森山喜久副委員長 最初のところで、「山陽小野田市の競争入札参加者として登録している者」で区切られていれば、言い方は悪いですけど、市内業者が対応できるならば、そこでも選定できるのかなという認識もあるんですけど、これを加えることによって、市外、県外に広がる形にも見えます。そういったところを含めて、できるだけ安いところを求めたという考えなんですか。その辺の考えを教えてください。

森一哉参考人 一般競争入札は規程に基づいて進めておりますので、基本的には幅広くという形を考えております。

森山喜久副委員長 今回の資料としてパソコンの調達関係のものが出されています。最近の入札説明書と幾らか見比べさせていただいたんですけど、「又はこれに準じる者であると本学認める者」という記載があるときと

ないときがあるんですよ。その辺を教えてください。

森一哉参考人 この前に重機の入札をやっております。私がかつて担当でしたから、この重機等は市内業者が十分調達できると判断し、私は「又はこれに準じる者であると本学認める者」という記載は必要ないんじゃないのかと考え、記載せずに進めさせていただきました。ただ、規程に基づくと、それ自体が間違いであったということが判明しております。一般競争入札である以上、規定に基づいてこの文章は必要であるということで、外したことが自体に問題があったということになっております。

伊場勇委員長 入札参加資格の「又はこれに準ずる者であると本学が認める者」という文言は、常に記載するべきものということで間違いはないですか。

森一哉参考人 一般競争入札の場合には必ず必要になります。

伊場勇委員長 分かりました。一般競争入札と随意契約の話が行ったり来たりしているところもありますけど、根幹は一緒だと思います。ほかに質疑はありますか。

森山喜久副委員長 一般競争入札、指名競争入札、随意契約のそれぞれの区分、例えば、金額はここまでがこうというような区分等が示されているんじゃないかと思うんですが、その辺の区分を教えてください。

森一哉参考人 指名競争入札ができるのは、第14条に示されている予定額3,200万円までのものとなります。随意契約につきましては、第19条第7項で限定されており、金額は250万円未満となっております。

森山喜久副委員長 金額で言えば、250万円未満は随意契約が、3,200万円未満は指名競争入札ができると。それ以上は一般競争入札というイメージでよろしいですか。

森一哉参考人 これはできる規定ですから、3, 200万円までは指名競争入札も可能ということです。しかし、本学は一般競争入札を基本に考えて進めておりますので、金額が安くても一般競争入札を基本と考えております。

森山喜久副委員長 資料2で出していただいた実績は、予定価格50万円以上の随意契約ということでしょうか。

森一哉参考人 おっしゃるとおり、随意契約の資料となっております。

森山喜久副委員長 随意契約は250万円までという規定ですが、結構な件数を250万円超していても随意契約となっております。それについてはどのような状況なのか、説明をお願いします。

森一哉参考人 規程には随意契約ができる場合が幾つか掲げられておまして、そのうちの 하나가250万円未満ということでございます。250万円以上であっても随意契約ができる場合ということで、経理規程第27条にその旨が記載されております。それに従いまして随意契約を進めている案件もあるということです。

森山喜久副委員長 契約の方法で、随意契約としてもできると思うんですけど、指名競争入札にもすることができるといのに指名競争入札をされずに随意契約された理由がはっきりしないんですよ。どういったことでしょうか。

伊場勇委員長 多分、それぞれの状況があると思います。内容や目的もあるかと思えます。

森山喜久副委員長 経理規程第27条に契約方法が書かれているんですけど、第2項には指名競争入札に付することができるということ、第3項では

随意契約によることができるということがあるんです。ということは、そもそも指名競争入札でもできる内容のものだと思うんです。第2項と第3項が全部一緒とは言いませんけれど、その中で指名競争入札じゃなくて随意契約にされたという考え方を教えてもらいたいということです。

伊場勇委員長 大枠でもいいですけど、250万円以上の中でこういった基準があって、こういったところは随意契約になっているということについて、例を出してもよいので何か説明できますか。

森一哉参考人 それぞれの案件によって需要は違うと思いますが、例えば、緊急性がある場合です。入札にかけようと思ったら、準備も含めて2か月近くかかってしまいます。それまで待てない案件については、随意契約で見積りを取って業者を選定するというやり方もしていると思います。また、随意契約をしたほうが明らかに金額的にも有利になる場合についても、随意契約で進めることもあったのではないかと思います。

大井淳一郎委員 経理規程第27条第3項は、森参考人も言われたように、緊急の必要があって競争入札ではできない場合に随意契約ができるという規定で、第1号から第7号まであります。第1号から第6号は、競争入札になじまないから随意契約という感じなんです。第7号は、「その他別に定める」とあり、ここだけ250万円という金額が出てくるので、少し疑問もあるんです。250万円以上でも随意契約を結んでいる場合はどれぐらいあるんですか。

伊場勇委員長 250万円以上で随意契約をしているものは、資料として出ているものが全てですか。例えば、令和5年度における随意契約の実績一覧の資料がございます。1番から30番まであります。全部で30件ということですか。

森一哉参考人 金額順で並んでおり、30番目のところまでが250万円以上

となります。その下が249万円となっておりますので、250万円以上のものは30番目のところまでで、30件ということになります。

大井淳一郎委員 多分、森山副委員長は、250万円を超えたら基本的には入札にしたほうがいいけど、随意契約にしているものがあるというところを言われているんです。一番高いところはプロポーザルなので、まだ競争させたということで納得できるんですが、どうも金額が250万円以上でも随意契約しているものが多いなと感じます。これだけ多い要因はどこにあるんでしょうか。

伊場勇委員長 大井委員、もう一度質問してください。

大井淳一郎委員 答えが難しいかもしれませんが、250万円以上であっても随意契約を結んだ理由を知りたいです。これだけの数があるので納得いかなところがあるんですよ。そこを説明していただけますか。

森一哉参考人 私の課のもので考えると、大学の機械の保守点検があるんですが、これについては継続性がありまして、機械を保守する者を違う者にして、また訳が分からないところから進めるのはなかなか難しいので、毎年随意契約しているというものは多くあります。

大井淳一郎委員 金額も大事なんですけど、今までの話を聞いて一番大事だと思っているのは、事務取扱規程の代替性です。第20条第2号に当たるので1者からの見積りでいいということです。何が言いたいかというと、第2号で市外から見積りを取って、その人と随意契約をしているということなんですけど、これは市内業者に受注機会がないところに問題があると。ですから、せめて市内業者にも受注の機会を与えて、競争なので市内業者にももちろん企業努力をしていただくところなんですけど、代替性がないということが金科玉条みたいになって、ことごとく市外の者と随意契約をしている。その市外というのが、先ほどの質問にもつながるん

ですが、県外で本当に専門性の高いところでしかできないような案件であればいいんですが、どうも宇部市や山口市が多いということからすれば、これは山陽小野田市でもできるんじゃないのかというものが結構あると思うんですよ。ですから、全体的に言えることなんですが、第2号によって市外業者1者との見積りで終わっているところは精査していただいて、これは市内でもできるんじゃないかというところは第2号で片づけるんじゃないなくて、2者以上から見積りを取って、市内業者にも参加機会を与える取組をすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

森一哉参考人 これまでもそういう形でできるものはやっているんですが、先ほど言いましたように、保守点検になりますと、改めて2者集めて違う業者に任せるのは……なかなか選定しにくいところがございます。

大井淳一郎委員 先ほどの話とつながっているから、高い金額のメンテナンスのところはいいです。全体的にこの令和4年度、令和5年度を見てみると、第2号で市外業者1者からの見積りで契約しているパターンが多いので、中には代替性があるものもありますよねということを行っているんです。例を挙げて申し訳ないんですけども、例えば、令和4年の118番、ウェブ用動画コンテンツの制作とか弁護士顧問契約とか大学案内の増刷とかです。ホームページプロモーション動画編集が市内業者ではできないのかということなんです。そういったところを精査していただいて、第2号で片づけるんじゃないなくて、原則に戻って2者以上で、市内業者も市外業者も交えて、後は競争です。まずはそこから始めてみませんかという意味で質問させていただきました。

芳司修重参考人 本日提出しておりますのは令和4年度と令和5年度でございます、令和6年度が劇的に変わるかっていうのはまだ何とも言えないところがあるんですけど、御指摘がありましたように、1者のみではなく、ある程度競争原理を働かせるという意味合いもございますので、

今後は、案件にもよるかとは思いますが、できる範囲でそういった取組に努めていきたいと考えております。

伊場勇委員長　ここで暫時休憩をします。

---

午前9時55分　休憩

---

---

午前10時7分　再開

---

伊場勇委員長　それでは、休憩を解きまして委員会を再開いたします。休憩前に参考人から行政の取扱いについての質問がございましたが、こちらは確認事項として取り扱います。それでは、質疑を再開いたします。

大井淳一郎委員　事務取扱規程第20条第7号「前各号に定めるもののほか予定価格が50万円未満の契約をするとき」とあります。要は予定価格が50万円未満であれば1者見積りでいいということであります。今回の資料で出されているのは50万円以上ですので、数字を上げろと言ってもなかなか難しいかもしれませんが、現状で50万円未満はどのような形なのか。市内、市外はわかりますか。

伊場勇委員長　相当な数かと思えますけども、わかりますか。答弁してください。

野田賢史参考人　大変申し訳ないんですけども、把握できておりません。

大井淳一郎委員　50万円未満となるとたくさんあって、把握できないのは当然だと思います。そこでほかの公立大学との比較を見させていただきます。同じような案件で、下関市立大学は30万円未満、周南市の公立大学は10万円未満、山口県立大学は10万円未満となっております。1

者見積りをなるべく避けるためにも、50万円という数字の見直しを検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

芳司重修参考人 現在の50万円とか250万円とかの数字につきましては、他の大学も参考にしながら公立化当時に定められたものと認識しております。効率的な運用ということで、現段階では適正と考えております。ただ、御指摘がありましたように、いろいろな取組方もあろうかと思っておりますので、今後、本日の御意見も参考にしながら、あくまで教職員の負担軽減とか業務の効率性とかといったことも鑑みながら、前向きに検討させていただければと思います。

笹木慶之委員 例えば9番、令和4年度薬学実務実習教育費という契約金額があり、見積書の徴収件数がゼロになっているんですよ。それについてはどのような取扱いになっているのか。あるいは、この中の契約事務取扱規程についてはどのようなになっているのかを聞きたいと思います。ほかにも少しあるようだけど、9番の事例を挙げて聞きます。

野田賢史参考人 こちらにつきましては、契約事務取扱規程第20条第3項に見積書の徴収を省略することができる場合の規定があり、これに基づいて契約を行っているものです。今、例としておっしゃられた9番の薬学実務実習に関する経費につきましては、薬学部の学生が実習に行くことが義務づけられておりますが、その際の受入れ先の病院、薬局にお支払いをする金額ということで、こちらにつきましては、薬局や病院が金額を決めておられますので、それに基づいてお支払いしているというところなんです。

笹木慶之委員 内容はおおむね分かるんです。事務取扱規程第20条第3項ということですが、その説明の中で「省略」という言葉が使われました。それになじまないという感覚なのか、省略なのか、意味がよく分からないんです。どのような規定になっているのかをお尋ねします。

野田賢史参考人 省略と御理解いただければと思います。規程にも「見積書の徴収を省略することができる。」とあります。原文を確認しております。省略と御理解いただいて問題ありません。

森山喜久副委員長 このたびの参考人招致の目的の一つは市内業者優先になっているかという話なんです。市内業者のどこに頼んでいいのかわからないなど、事務をする上での困難や停滞という状況があるかもしれません。市内業者の把握に努めることという形で、昨年も要望書に書いているんですけど、どのようにして市内業者の把握に努めているか、教えてください。

森一哉参考人 市内登録業者につきましては、市監理室から資料を頂いております。それを基にどの業者が登録されているのかの確認をしております。

森山喜久副委員長 それは最初に言われた12月の総合戦略会議で報告されて、徹底されたという認識でいいのでしょうか。

森一哉参考人 そのとおりです。

森山喜久副委員長 市内の登録業者ということは、登録に漏れている方とか間に合わなかった人とかもいらっしゃると思います。その辺も含めて、例えば、市の両商工会議所などと連携を取りながら把握に努めるやり方もあるかと思いますが、定期的に情報交換などがされているという認識でよろしいでしょうか。

芳司重修参考人 商工会議所に登録されておられる会員と市の登録業者とはまた違うものです。商工会議所とは、また別の案件でいろいろな情報交換を随時しているところです。監理室で登録業者を出していただくことと併せて、私が所管している部署におきましては、例えば、何か一つやる

ときに、どこに見積りを徴収したほうがいいのかという相談も当然ありますので、その都度、案件ごとにどういう登録業者があるということを確認した上でお願いしているという状況にあります。これは大学全体で大体そういう傾向にあると思っています。

岡山明委員 大変申し訳ないんですが、基礎的な話をお聞きしたいんです。今回、随意契約ということで令和5年度の資料を見ているんですが、見積書の徴収件数が2件に届いていない件数がすごく多いと見受けられます。なるべく2人以上の者から見積りを取りなさいという規定がある中で、現状、見積りの徴収件数が1件というものがすごく多い状況です。これはある程度変えられないんですか。その辺をどう考えられるか、お聞きします。

野田賢史参考人 先ほど森が申しあげました保守、あるいは、先ほど御質問がありました薬学部の実務実習など、相見積りを取ることが難しい案件がこの中にかなり含まれていると考えております。ですので、1者見積りがかなりありますけれども、これらは2者以上から見積りを取ることが難しい件の件数が含まれていると理解していただければと思います。

岡山明委員 そういうことであるんでしょうけど、2者以上から取るということで、契約内容で秘密にする必要があるなどの条件であれば仕方がないかなと思っています。第2号は契約の目的が、代替がないものという状況で、第4号では緊急性が必要と。そういう状況であれば、今お話しのお話が出たときに答えとして出すのが、やはり秘密を要するものかと。そういう名前でそういう秘密を要するという表現をしたら、第1号がどうかと言われたら、例えば、2者以上の見積りが必要という状況もあるけど、引き続き秘密を要する必要があるということであれば、2者は厳しいかなあと。その辺、極端な話、第1号と第2号だったら、代替性のないものという表現に入れると。もうこれはほかにないんだから仕方がないという解釈になると思うんです。ほとんど第2号で代替性がな

いものという状況であれば、もうそこしかないという状況になると思うんですよ。第2号に当てはめた感じで回答したらいいと思うんだけど、第1号は秘密を要するものと。第2号以外の番号が入っているから、その辺がそういう状況になれば、確実に2者以上のそういう見積書を出さないといけないと。そういう考え方で読んだときに、解釈はいいんです。それを第1号にも第2号にしても1者しかないという状況にあるから、言っていることと書いていることとに整合性がないと思っているんです。きちんと2者以上から徴収しなさいという状況で、機密性があるって代替性がないと、第1号と第2号それぞれに当たるという状況にあると。どうもつじつまが合わない感じはするんですけど、その辺はどうですか。

森一哉参考人 第20条の「2人」という文言は、第27条にある随意契約でできる場合であっても、極力2人以上から見積りを取りなさいと。ただ、2人以上から取れない場合は第20条に基づいているということです。ですから、第20条の「2人」というのは、2人取れない場合のものを第20条でうたっているということです。それぞれの契約の中身によって、第1号から第7号までをそれぞれ当てはめているということです。

岡山明委員 随意契約でなくて、大学という特別な研究をする施設ですから、プロポーザルの形で提案されて出される形の契約が多いかなと見受けました。しかし、令和5年度には3件ぐらいしかないですね。自分の学校に関する資機材を購入するのに、何でこういう契約をする必要があるのかと。プロポーザルで提案に沿った契約ができないかと思ったんです。学校側、教授側としては、プロポーザルで契約するのが理想的じゃないかと思うんですけど、その辺はどういう考え方で随意契約となっているか、お聞きします。

伊場勇委員長 プロポーザルの件数について、ほかにもプロポーザルが妥当なものがあつたんじゃないかという質問だと思います。その基準についてはどうですか。

芳司重修参考人 基準というのもなかなか難しいです。先生方は、それぞれが各分野におかれまして深い研究をされておられますので、いろいろなものを参考にしながら研究されておられると思います。市内外の業者から提案を受けてどうこうということはすぐわないのではないかと考えております。今回、いろいろな契約を出していますけれど、契約はいろいろな基準に基づいて行っております。プロポーザルを行う際は、さらに自由な発想を求めるといものになりますので、この3件という件数が多いのか少ないのかというよりも、どういう形を取って業者を決めるのが一番いいのかということをお案件ごとに考えている結果であると捉えていただければと思います。

白井健一郎委員 今、岡山委員がおっしゃられたのと同じ意見です。つまり、第20条第1項第2号の代替性がない場合ということに安易に流れてないかということなんです。例えば、弁護士顧問契約も第2号で代替性がないとなっていますけど、弁護士は何人もおられるわけですからその人の個性というものは確かにありますけれども、代替性がないとは言えません。その点はどう思われますか。

芳司重修参考人 顧問弁護士の契約の経緯を十分承知しておりませんので何とも言えないんですけど、その都度その都度できるだけ適正な形で契約されていると認識しております。ただ、委員からも御指摘がありましたけれど、今後、案件ごとに代替性であるかどうかを十分念頭に置いた上で個々の案件に取り組んでいく必要があるのかなと改めて認識させていただきました。

伊場勇委員長 令和5年度の実績一覧の49番、赤本を1,500冊購入ということで、1者見積りの1者契約になっているんです。これも見積りを取ることができたんじゃないのかと思うところがあるんです。赤本の購入に代替品がなかったのか。これを行ったのは去年の10月以前かもし

れませんし、私たちが文書を出す前かもしれませんけど、これは代替品がないものでしょうか。

野田賢史参考人　こちらは赤本を作成している業者に発注しています。製作している業者は決まっておりますので、こちらにつきましては1者見積りにせざるを得ないと考えております。

伊場勇委員長　そこに頼まなければいけないほかの理由が何かあるかもしれませんが、市内でも業者が何者かありますから、そちらでいけるのであれば見積りも参考になるのではないのでしょうか。安易にそこだけにするじゃなくて、そういった考えの下で行っていただきたいと思うんです。

岡山明委員　随意契約の一覧表を見ているんですけど、市内業者との契約数が、令和5年度においてはトータル222件のうち38件あります。見積りは当然受け取っていると思うんです。この38件以外には、市外業者と契約したもののうち市内業者に見積りを取ったものが8件ぐらいしかないという状況だったんですね。令和5年10月10日に議長から大学に対して要望書が出されております。その辺の対応は今後検討されると思うんです。選択肢として市内業者から見積りを取ったという状況であれば、市外業者と金額の部分で対等に戦えるという状況が出てくると思うんですよ。今回、こういう件数を見る限り、市内業者から見積りを取っていないという現実があると思っているんですよ。今後、市内業者を優先するという状況になれば、見積りを取った数が増えないとおかしいと思うんですよ。そういう意味で、積極的に市内業者から見積りを取る考えはあるのかどうか、その辺を聞きたいんです。

芳司重修参考人　先ほど申しましたけれど、表に出ておりますのはあくまで結果です。単純に令和6年度はもっと増やそうなどということではないと考えております。先ほど申しましたように、できるだけ市内業者で行っていただけるものはしていただくという姿勢はあります。ただ、そう

いった中でも一部取扱いがないとか、一定の質の保証の確保が難しいとか、そういったことも当然出てまいります。そういったものについても、安易に取り扱うということではなくて、1件1件本当にそれができかどうかということを考えながら適切に処理していきたいと思っております。そういった中で市内業者への発注が増えれば、それにこしたことはない。私どもも公立大学としてそう望んでいるので、できるだけそういうふうにもう今後も努めてまいりたいということだけは申し上げておきたいと思っております。

森山喜久副委員長 昨年の要望書の冒頭にも書かれていますが、公立大学の役割の一つである地域貢献には、地場産業の育成も含まれているんです。その中で私たちもこのたびの調査をしておるんです。地域貢献、地場産業の育成ということについて、大学としてはどのように考えているのかを改めてお聞きします。

芳司重修参考人 地域貢献にはいろいろな意味合いがあると思います。今、森山副委員長が言われたような市内業者の育成なども当然入ってくると思うんです。特に大学として考えております地域貢献につきましては、まず高等教育の場として、社会人教育、リカレント教育も含めて大学教育の機会の提供をしていくこと、それから、地域産業界も含めてなんですけれど、それを支えていく人材を養成、育成していくこと、それから、大学が持つ様々な知的資産を活用し、ときにはこれを開放すること、そういったことが大学のなすべき地域貢献と捉えております。そういった中で山陽小野田市立ということもございまして、できるだけ市内でできるものは市内でお願いしたいとも考えております。そういった意味で今後も地域貢献をしっかりと続けていければと考えております。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はないでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないというようなので、以上で質疑を終了いたします。参考人に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただきまし

たことに対し、心から感謝いたします。ありがとうございました。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、総務文教常任委員会を休憩いたします。

---

午前10時38分 休憩

---

(参考人 退室)

(文化スポーツ推進課 入室)

---

午前10時47分 再開

---

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。審査内容は、所管事務調査、スポーツ施設における輻射式冷暖房の導入についてということで、市民体育館の改修について所管事務調査を行いたいと思います。実施設計の内容についての資料を御提示いただいているところです。空調以外に天井の改修についても資料を提出していただいているので、こちらも併せて説明いただきたいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 それでは、市民体育館整備事業実施設計業務委託について、受託業者であるさくら設計株式会社から特定天井改修工法及び輻射式冷暖房システムに係る熱源コストについて比較表が提出されましたので、御説明申し上げます。まず、特定天井改修工法についてですが、特定天井とは高さ6メートル以上の高さにある200平米以上の吊り天井を指しており、東日本大震災の際、全国の数多くの建物で吊り天井が崩落して甚大な被害が生じたため、耐震基準の見直しがされ、大規模改修時には特定天井の改修が義務化されております。そのため、このたびの整備事業に合わせて特定天井の改修を行う予定としており、幾つかある工法を比較したものを提出していただきました。資料中、特定天井改修については、左から順に、直天井化として、吊り天井部分を吊り元から撤去して落下するおそれのある仕上げ材を設置しない方法、天井

下地準構造化として、既存天井を解体して使用ルートにのっとなった天井を新たに設置する方法が挙げられました。次に、落下防止措置については、左から順に、鴻池CSFP工法（帯塗くん）として、既存天井面に繊維入り強化塗料を帯状に塗って膜をつくり、既存天井面に下から穴を空け、落下防止ワイヤーを設置し耐震クリップを緊結する方法、落下防止ネット（おちないネット）として、天井下から既存天井を包み込むように緩みなく防護ネットを這わせ、天井が落下した場合の受けを設置する方法が挙げられました。このうち鴻池CSFP工法（帯塗くん）については、市民体育館の既存天井材がグラスウールボードのため、強度が保てず施工不可と診断されたところでした。その他、三つの工法につきましては、コスト面、工期、安全性、耐久性、意匠性、施工性、設備の観点から評価を数値化し、最も評価が高かった落下防止ネット（おちないネット）を改修工法として推奨されたところでした。これに基づき、担当課といたしましては、関係課との協議を踏まえ、意匠性は劣るものの経済面や安全性等を考慮し、落下防止ネット（おちないネット）を改修工法として採用したいと考えております。なお、実施設計段階におきましては、熊本市に本社を置く株式会社サックが提供するおちないネットの施工費用を参考に予算化に取り組みます。次に、輻射式冷暖房システムに係る熱源についてですが、電気、プロパンガス、都市ガスの三つに関し、安全性、設置面積、保守管理、供給安定性、災害対応及び経済性の観点から比較検討を行っていただいております。まずは資料中の誤りを訂正願います。ページ数について、6ページを4ページに、7ページを6ページに修正願います。一番下のところの数字が異なっております。申し訳ございません。改めまして、資料中2ページの経済性比較の前提条件シートを御覧ください。中段、運転時間です。冷房運転は、7月から9月までの3か月間、1か月当たりのアリーナでの空調機器の稼働率を7割と仮定し、条例で定める午前9時から午後10時までの1日13時間を稼働した場合を想定しています。暖房運転につきましては、12月から2月までの3か月間、先ほどと同様の場合を想定し、電気料金は中国電力株式会社が定める業務用電力契約料金を、プロパンガス料金は

石油情報センター調べより過去3年間の宇部小野田地区の平均価格を、都市ガス料金は山口合同ガス株式会社が定める小型空調契約料金を用い費用計算をしております。資料中3ページから5ページまでにつきましては、イニシャルコストのうち機器費、室外機の内訳を示しております。また、6ページには、都市ガス、電気の1年当たりのランニングコストについて比較したものとなります。それでは、資料1ページにお戻りください。左から電気、プロパンガス、都市ガスについて、イニシャルコスト、表中では設備費及び13年間のランニングコストを試算比較した表とグラフになります。表中の設備費として、受変電設備やガス工事の概算費用を機器費に加算した額を設備費合計とし、維持管理費用の概算費用を資料6ページで算出した1年当たりのランニングコストを13倍した額に加算した額を13年間のランニングコストの合計としております。また、差額欄につきましては、電気料金を基準とし、それとの増減比を記載しております。この結果、先ほど申し上げました設定条件下においては、三つの熱源比較から都市ガスが最も安価で、安全性や設置面積等からの観点を踏まえ、推奨されたところですが、これに基づき、担当課といたしましては、関係課との協議を踏まえ、経済面や災害時の供給安定性、地域への波及効果を総合的に判断した結果、輻射式冷暖房システムに係る熱源として都市ガスを採用したいと考えております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 今、担当課より説明がございました。実施設計が出まして、より具体的な内容が書かれていると思います。これについて質疑がある方は挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 天井のことを質問します。今、四つの工法のうち一つが駄目だということで三つが比較されておりました。落下防止、コスト面からということですが、学校の建物でも同じようなことがあったんですが、参考までに、学校はどの工法を取られたんでしょうか。分かる範囲でお答えください。

伊場勇委員長 それについては確認してもらいましょう。そのほかの質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 コスト面から考えると落下防止ネットということですが、気になるのは経年劣化を引き継ぐということです。既存天井残置ですから、体育館の老朽化がかなり進んでいることからすれば、コストから考えて落下防止ネットで行ってしまっているのかと思ったんです。経年劣化を引き継ぐという懸念に対してはどのように分析されていらっしゃいますでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 市民体育館につきましては、昭和63年に供用開始しておりまして、既に40年弱が経過しておるところです。ただ、躯体自体は軽量鉄骨を使っておりまして、その耐久性につきましてはまだ問題ないと認識しておるところです。いわゆる耐震基準の改正後に建てられた建物ですので、部材の経年劣化は否めないところはあるんですけども、地震によってすぐさま崩壊するということは今のところ想定しておりません。こちらに関しては今のところは問題ないと認識しておるところです。

岡山明委員 結局、おちないネット、資料一番右端の形になるという状況です。天井にネットをするというので、やはり見た目が気になると思うんです。天井に網目があるって感じで、下でスポーツをする方々も見たときの見た目が山陽小野田市の体育館の天井にふさわしくないと。そういうデメリットが多いんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えられていますかね。

原田文化スポーツ推進課長 岡山委員の仰せのとおり、ネットは見えてしまうんですけども、市民体育館の天井は高さ十二、三メートルの位置にございます。施工方法については、天井面から30センチメートルにも満

たない状態で引っ張るような形で設置面を設けまして、引っ張るような形でたるみがない状態で網を設置することになります。大体4,000近くの網を設置するようになるんですけども、施工業者も工夫されておりまして、色も白だったりシルバーだったり、現在の天井面になじむような色を使われておられますので、思った以上に気にならないのではないかなとは思っております。施工方法も今から検討してまいりますので、目立たないような形にできるだけ努めてまいりたいと考えておるところです。

松尾数則委員 既にあるものに新たな天井を加える形になるんですか。

原田文化スポーツ推進課長 既存の吊り天井はいじりません。既存のものは落ちないように躯体に引っかけている吊り天井になります。施工を再度見直すことはこのたびする予定ですけども、基本的なところはいいじりません。それとは別にところどころに躯体とくっつけるような形で網の位置を調整して施工するものとなっております。

白井健一郎委員 特定天井改修ということで、資料一番右側のようにネットを張ったときに、特定天井は改修されたと考えていいんですか。

原田文化スポーツ推進課長 特定天井は、実質的には改修されません。落下の防止措置が取り急ぎ行われるといったことになります。特定天井の改修となると、資料一番左にありますけれども、吊り天井を撤去して直天井化すると。もう一つは、同じく撤去して、その下地自体を準構造化、つまり、建物の躯体とくっつけるというやり方であれば、そもそもの落ちる天井がございませぬので特定天井の解消という工法になります。それとは別に幾つかの工法があるんですけども、先ほど申しましたように、建築基準法が改正された原因というのが、大地震等によって吊り天井が落ちること自体が問題だということになっておりますので、いわゆる落下防止ネットとして4,000近くの網目で固定することによって、こ

の吊り天井が落ちたとしてもその網で保護され、12メートル下におられる人等に影響が出ないような措置をするといったことになります。ですので、具体的には落下防止ネットに落ちることはあります。ただ、4,000近くのネットで大きな部材は固定されて落ちないような仕組みとなっておるところです。

白井健一郎委員 経年劣化は大丈夫という話だと思うんですけど、落ちる可能性もあるんですね。

原田文化スポーツ推進課長 可能性で申しますと、落下する可能性はございます。

岡山明委員 ネットの耐久年数はどうありますか。南海トラフ地震は30年以内という年数が出ているんですが。ネットには何年ぐらいもつんですか。

原田文化スポーツ推進課長 具体的な耐用年数は表示されていないんですけども、基本的にこのネットは吊り天井が落ちない限りは使えるとおっております。当面、10年程度は十分に使えると考えておるところです。ただし、先ほどありましたように、大きな地震が起きて吊り天井が一度落ちてしまえば、当然たるみができます。ただ、当面の間は撤去する必要はございません。もし市民体育館に避難される方がおられても、数か月は落ちた状態でそのまま耐え得ます。数か月たった後に全てを撤去する必要がありますけれども、基本的には耐用年数は10年程度、まださらに数十年もつという計算をしておるところです。

岡山明委員 耐久性はあるという話をされたんですけども、例えば、先ほど言った南海トラフ地震で天井がという話で、避難民が集まる避難所として開設しているのに天井がそういう状況となれば、それは論外と思うところもあるんです。開設はできないと思っているんです。ネットがあるから大丈夫という話になれば、そこに天井が落ちた状態でも避難民が来ら

れると、市が開放するという答えになりそうな感じがしたので、その辺はどうなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますが、ネットで押さえておりますので、大型なものは当然落ちてこない。多少のほこりは、大変申し訳ないんですが、落ちる可能性はあります。基本的には落ちて人命に危害を加えるようなことはないというところで、こちらの工法を選びたいと思っております。ただ、委員仰せのとおり、特定天井そのものを解消すれば先ほどの懸念はございません。ただ、直天井化につきましては、本市の市民体育館はアリーナ面から約12メートルの位置に吊り天井がございます。そこから直天井までにはキャットウォークとか照明とかを交換するための設備などが張り巡らされております。こちらをむき出しにしてしまうと、バレーボールとかバドミントンのシャトルとかが引っかかるおそれもございます。キャットウォーク自体を外すとなると、かなりの施工を伴ってまいりますので、直天井化に踏み切るところに疑義が生じたところ。後ほどの説明にも関わってまいりますけれども、空調設備についても基本的には輻射式ですので、人が活動するところだけを空冷化していくんですが、体積が大きくなればなるほど空調に関しても電力等が必要になってくると承知しておりますので、今の吊り天井を維持したいというところがありまして、おちないネットを希望しているところです。

白井健一郎委員 コストなんですけど、これに幾らかかるんですか。

原田文化スポーツ推進課長 コストのところを御覧いただければ、おちないネットであれば1平米当たり3万円という表記がございます。こちらに二つ上の施工面積、これは市民体育館の天井の面積ですが、2,600平米ございますので、単純にこれを掛けていただくと7,800万円というところが一つ見えてくるところです。

大井淳一郎委員 直天井化した場合に6万円ということですが、今、照明等が入っていないということで書いております。もし照明等をつけたらどれぐらいかかるかを計算されていらっしゃるのでしょうか。これはプラスでかかるということですよ。

原田文化スポーツ推進課長 そのような料金の算定は、今のところはしておりません。まずは直天井化したときに、1平米当たり少なくとも6万円以上かかると聞いております。こちらを直天井化にすると、設備とかキャットウォークとかをどうするのか。また、キャットウォークがなければ、いわゆるつり下げ型の照明設備に変えないといけないなどの問題が生じるところです。

大井淳一郎委員 学校のことは分かりましたか。

三浦文化スポーツ推進課長補佐 教育委員会に確認したところ、学校で施工した事例がありまして、全て直天井化したというところで、ネットなどの工法は行っていないと。ただ、どの学校でやったのかというのは確認中でございます。

伊場勇委員長 分かりました。そのほか、この特定天井改修についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、輻射式冷暖房システムのことについての質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

森山喜久副委員長 経済性比較前提条件シートを見させてもらっています。この中で電気料金、LPガス料金、都市ガス料金とあるんですが、LPガス料金は都市ガス料金のおおむね2倍という表記があります。LPガス料金がやけに高いなど。これはどういうことか分かりますか。

原田文化スポーツ推進課長 こちらについては、我々も資料にある説明を受け

たところでございます。石油情報センター調べ、私どももホームページで確認させていただいたんですが、山口県における宇部・小野田地区の3か年の平均価格を引用したという説明を受けております。委員のおっしゃるとおり比較すると、6倍近い料金差が出ているというところを承知しておるところです。

森山喜久副委員長 素人考えですが、プロパンガスの熱量は都市ガスの2.2倍と言いますが、そういった部分を全て換算された状況の数字なのかどうかを確認します。

原田文化スポーツ推進課長 一般的に調べると、LPガスの熱量は都市ガスに比べて2倍大きいと思っております。それに対して、一般的にコストはLPガスのほうがかかるという認識を持っておるところです。ですので、熱量は稼働率に反映されていると思っております。

森山喜久副委員長 それは既に確認されたと。確認された状況でこれは提示されているということでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 我々は事務職員でして、分からないところも実はあるので、関係課ということで建築住宅課とか下水道課とかに所属する電気技師等の判断も仰いでいるところです。こちらからも業者に確認させていただいたんですけれども、異論等はございませんでしたので、内容については問題ないと認識しておるところです。

大井淳一郎委員 資料1ページ目、三つの比較の中の設置面積です。結局、プロパンガスの場合はバルク置場が必要となると。これは一般的に言われるところなんです。もし市民体育館でプロパンガスを採用した場合、バルクとかボンベとかの置場所は確保できるんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 市民体育館と武道場の間のスペースや市民体育館

と日産化学の所有されている敷地との間に多少の隙間がございますので、バルクの設置に関しては問題ないという認識しているところです。

森山喜久副委員長 安全性について、プロパンガスや都市ガスのところでは「ガス漏れ」と書いていますね。これは設計業者が書かれたものですか。

原田文化スポーツ推進課長 これにつきましては、我々の要望は一切入っておりません。あくまでも設計会社が書かれたものとして我々は受理したと御理解いただければと思います。

森山喜久副委員長 設計会社が出されたものと。安全性のところ、ガス漏れの心配ありという表現がありますが、対策をすれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 仰せのとおりです。保守管理のところに記載があるかと思うんですが、ガス警報器の設置が必須ではあるけれども、こういったもので対応できると思っております。この安全性のところを見て、即時にプロパンガスがNGだという判断は一切しておりません。フラットに全体を見ていった結果というところです。もう1点、今回の選定に大きな影響を与えたというか、考え方に一つあったのが、現在、山口合同ガスの配管につきまして、市民館と隣の歴史民俗資料館の間に、ポリエチレン管という新しい管が敷設されております。こちらは地震に対応できる管ということで、今、山口合同ガスが市内をはじめいろいろなところで設置を進められておるというのも要因にあったかと思っております。

森山喜久副委員長 ガスの両方にもかかってくるんでしょうけど、ガス漏れの確率です。今、ここで書かれているということは、一定程度のガス漏れの事例が発生しているという認識の下で書かれているんじゃないかと思うんですが、実際、どれぐらいの確率があるんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 この設置機器は最終的には室外機との連動になってくるかと思います。いわゆるアリーナないし体育館の中にガスが充満するというのは、よほどのことがなければないとは思っているんですけども、そういったことがあったとしても屋外で緩和されて利用者に被害が及ぶことはないと感じておるところです。

森山喜久副委員長 ガス漏れ自体はほぼ考えていないという認識でいいと思います。あと、供給安定性のところで燃料切れの不安があるという部分を含めて教えてもらっていいですか。

原田文化スポーツ推進課長 ここは確認しております。燃料切れの不安があるというのは、プロパンガスを設置するのであればバルクタンクの設置が必要であると聞いておりまして、そちらへの供給漏れがあるということだと思っております。基本的にはメーターで管理しておりますので、設置した場合にこれが考えられるかという、それは薄いかなと思っておるところです。一方で、都市ガスの供給安定性が高いというところは、先ほどのポリエチレン管の要因がかなり大きいと思っておるところです。

森山喜久副委員長 供給安定性とは、通常時ですか、災害時ですか、その分はどう理解したらいいですか。

原田文化スポーツ推進課長 これは災害時を見越しての記載だと考えているところではあります。通常時でも見落としがあれば——燃料の充填をしなければそこから持ってこられませんので、そういった問題はあろうかと思っております。一方で、電気、都市ガスについては、市民体育館のところまで配管が来ておりますので、その心配がないという表記だと思っております。逆に災害時におきましては、電線であれば架線の破損なども考えられますし、ポリエチレン管とはいえ、地中の断層がずれることがあれば管の断裂等も心配されるところではあるんです。本市には近いところで東沖ファク

トリーパーク内に山口合同ガスの事務所があったり、新沖に中国電力の新小野田発電所があったりします。一方、プロパンガスにしても市内各所にございますので、本市はこういった面に関してかなり災害に強い地域であると感じておるところです。

森山喜久副委員長 災害については、復旧が他市より早めに行けるという認識なのかと思うんです。災害の度合いにもよるんですけど、復旧の早さについて、3種の熱源ごとにどれぐらいの日数がかかるのかを把握されていますか。

原田文化スポーツ推進課長 そこはあまり調べたことがありません。都市ガスはポリエチレン管ですので、阪神大震災クラスでも十分耐え得るところが出ております。プロパンガスにつきましては、充填所が市内にもございますし、施設が直接的な被害を受けなければ、あとは市内の幹線道路が被害を受けなければ、充填に関しては強いと言われていると思っております。電線に関しては、当然電線のルートもありますけれども、幾つかあるルートが全て遮断されれば、日数的には1週間以上かかることもあろうかと思えます。話が戻りますけれども、電気で行くと、実は高圧設備が必要になってまいります。今、市民体育館には非常用電源がございません。消防設備には附帯してありますけれども、市民体育館の電気電灯を照らす、空調機器の電源に充てる部分の非常用電源は今のところ備えておりません。このたび、実施設計上ではそれらを含めた計算をしていただく予定としておりますけれども、かなり高額な費用がかかるため、今のところそれを見越しておりません。これらの非常用電源設備にある程度低額なものを入れるとすれば、こちらの館単体でも動くと思うんですけれども、基本的には各施設が市内に点在しており、復旧は早いと思っておりますので、今のところ非常用設備の導入は考えておりませんし、災害時の復旧に関しても一定程度担保されておるという認識しているところです。

森山喜久副委員長 復旧の早さも災害の程度によって異なってくるのですが、この比較で大体の状況が分かりました。ただ、先ほど言いましたように、L P ガスの料金設定がどうなのかなというところにはどうしても引っかかってしまいます。できれば、各担当課にしても、設計した業者にしても、その辺の関係を再度確認していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 御指摘の点は設計会社と再度確認してまいろうと思います。

大井淳一郎委員 ガス料金について、L P ガスだけ高いなと思ったので、L P ガス会社に本当にこれぐらいかかるかという照会はかけられますかね。本当にこれぐらいかかるのかどうかというのは見定めたほうが良いと思うんですよ。

原田文化スポーツ推進課長 御指摘がございましたので、設計会社だけではなく供給元のL P ガスにも問い合わせて、不一致がないかなど全体的な流れを再度確認してまいりたいと思います。

岡山明委員 輻射式冷暖房システムは2階の観客席側にも入るということですか。

原田文化スポーツ推進課長 全て同じ方式で図面を書いているところです。1階アリーナの1,747平米に関しては、輻射式冷暖房システムを導入する予定です。2階の観客席の836平米ですが、これは空冷エアコンの床置き型を採用しようと思っております。これについては、1階はフラットな面、いわゆるさえぎるものがない状態ですので、そこの高さ2メートル程度のところを輻射熱によって全体を冷やしていく作業をします。観客席は段差がついておりますので、そこを一体的に輻射式でやるとなると効率が悪く、また、人は風が届いたほうが冷感を感じると聞い

ておりますので、補完的なものを2階に設置するといったイメージで  
考えただけならばと思っております。

岡山明委員 この図面を見ると、対流式と輻射式のラインが一緒の配管です。  
2階の部分に関しては対流式のクーラーということでもいいんですね。図  
面を見たら、輻射式から全部ラインがつながっていると思ったんだけど、  
つながっていないということですね。

原田文化スポーツ推進課長 これは動力電源がつながっていることを示す図に  
なっております。外でガスポンプヒーターを稼働しつつ、中の輻射式パ  
ネルへの稼働の動力を提供すると。また、2階のほうは対流式空調など  
いわゆる一般的な置き型のエアコンを想像していただくと分かりやすい  
と思うんですが、そちらの動力源も、市民館はガスを使って空調設備を  
稼働しておりますけれども、そういったものと同等になると思ってい  
ただければと思います。

岡山明委員 次のページを見ると、これはあくまでも輻射式冷暖房のランニン  
グコストだけで、2階の空調のコストは入っていないという解釈でいい  
ですか。

原田文化スポーツ推進課長 ここの設備費につきましては、いわゆる動力源の  
違いの比較を分かりやすくしておりますので、輻射式パネルや2階に置  
く置き型エアコンの費用は入っておりません。電気にしようが、プロパ  
ンガスにしようが、都市ガスにしようが、そこは同等ですので省かせて  
いただいております。いわゆる室外機から動力を送る源としてそれぞれ  
何が必要かというところで、受変電設備だったり、ガス管を引き込む工  
事費だったり、それらの導入費用をここに上げています。

岡山明委員 今回の資料中には冷暖房のトータル金額、イニシャルコストは入  
っていないと。あくまでも輻射式冷暖房に対しての資料という解釈でい

いですね。

原田文化スポーツ推進課長 トータルの費用は入っておりません。トータルの費用は、輻射式パネルと2階の置き型パネルで約2億円という見積りが出ておりますので、それが上乗せされると思っていただきたいです。こちらの換算につきましては、こちらの全体費用を加味しまして計算したものが年内には出てくる予定で進めております。

白井健一郎委員 輻射式を考慮した原点に戻りますと、バドミントンや卓球のときに風に影響されないということがあったと思うんです。2階には通常のエアコンをつけて大丈夫なんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 その辺りも考慮して風量設定を行います。出力は多少落ちてまいりますけれども、競技エリアには風が起こらないように設計していただいておりますので、問題ないという認識しています。

大井淳一郎委員 結局、1階も2階もやり方は違うんですけれども、熱源は同じものを使うという理解でよろしいですね。

原田文化スポーツ推進課長 そのとおりです。

笹木慶之委員 関連事項としてお尋ねします。このたびはアリーナの空調関係を設備するということなんですが、それに関連した防災の対応の問題もあると思います。他地域におけるアリーナの空調関係、あるいは防災に関連する設備等々についてもいろいろな希望があると思いますが、それらに関する原課での今後の対応について、意見を頂けますか。

伊場勇委員長 文化スポーツ推進課としての回答で結構です。

原田文化スポーツ推進課長 我々は文化スポーツ推進課ですので、所管する市

内の体育施設だけ鑑みてというところで述べさせていただきます。文化スポーツ推進課の所管施設としては、小野田地区の市民体育館、武道場等しか室内設備がありません。ほかの地域というのは、コミュニティー体育館など他課が所管しておる施設です。文化スポーツ推進課は、市民体育館のほかに市民館があるんですけれども、そちらの体育ホールとの兼ね合いがあります。今のところは、市民体育館に設置したら次はどこに設置するというものはないのが現状とっておるところです。

笹木慶之委員 現状以上の発言はなかなか難しいと思いますが、要望がいろいろあること自体はお話ししておきたいと思います。今後の市の施策としての取上げについてしっかり検討していただきたいと思います。

伊場勇委員長 この動力源に関するスケジュールについて、市としてもはっきり決定していかないといけないと思うんです。そのスケジュールをどういうふうに進めていくのか、教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 こちらの設計業者との契約期間は、来年1月末をもって終わることとなっております。それに向けて、工法であったり動力源であったりについては重要な要素となっておりますので、業者からは、極力8月中、遅くとも9月前半には決定してほしいと言われておるところです。今、最終決定したわけではございませんけれども、基本的には今の形で進めていって、先ほど御指摘いただきました点を設計会社に問い合わせ再確認して、また、LPガス協会など地元の協会にも問い合わせ、極端に価格が変わるようであれば、その見直しを早急に指示していきたいとっておるところです。今のところは、特定天井対策についてはおちないネット、動力源に関しましては都市ガスの設計で準備を徐々に進めていこうとっておるところです。

伊場勇委員長 分かりました。そのほか、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようなので、審査内容2番については以上で終

わりたいと思います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

午前 11 時 34 分 休憩

---

(文化スポーツ推進課 退室)

---

午前 11 時 37 分 再開

---

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。審査内容 3 番、閉会中の継続調査事項についてです。お手元の資料でございますとおり、閉会中の調査事項を羅列しております。これについて追加や訂正する事項があれば、挙手にて御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、資料のとおり的事项を閉会中の調査事項としたいと思います。それでは、審査内容 4 番、その他に移ります。何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前 11 時 39 分 散会

---

令和 6 年（2024 年）9 月 10 日

総務文教常任委員長 伊 場 勇